令和5年度人権教育研究推進事業の検討課題について

人権教育研究推進事業(以下、「事業」とする。)の審査スキーム(事業に係る委託要項・公募要領・審査基準・審査要領を指す。以下同じ。)につき、令和4年度の事業審査委員会で委員から御意見をいただいたこと等を踏まえ、審査スキームについて論点・検討課題等を改めて整理した。

1. 現状の審査スキームの構造

- ① 「人権教育研究推進事業委託要項」において、<u>事業の趣旨や委託に係る期間・手</u>続・遵守事項等の大枠を示している。
- ②「人権教育研究推進事業公募要領」において、事業の公募方法(企画提案書の提出方法、選定方法、スケジュール等)や<u>重点課題、事業の成果の把握・検証</u>などを示している。
- ③「人権教育研究推進事業審査基準」において、採択案件の審査・評価・<u>加点項目な</u> どを示している。
- ④ 「人権教育研究推進事業審査要領」において、審査委員会における審査委員の遵 守事項について示している。

2. 課題

(1) 実施計画書における形式面等の影響

事業実施計画の書類作成の形式面や経費にかかる配点で評価につながっていないケースや地域バランスに偏りが見受けられる。

→事業の中身が評価につながるような仕組みに改善する。

(2) 審査スキームの複雑化

例えば、「重点課題」と「加点項目」がそれぞれ存在している(※)など、審査 スキームが申請者にとって複雑で分かりづらいものとなっている。

→審査スキームを明確化・簡素化して、申請者に分かりやすいものとする。

(※) 重点課題・加点項目の現状と考え方

<重点課題>

・昨今、法律が制定された「同和問題」(「部落差別の解消の推進に関する 法律」(平成 28 年))、「外国人」(「本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成 28 年))、「アイヌ の人々」(「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策 の推進に関する法律」(平成 31 年)) と令和6月のハンセン病家族国家 賠償請求訴訟判決を受けて内閣総理大臣談話が閣議決定された「ハンセ ン病患者等」の4つの個別の人権課題を重点課題とし、重点課題を取り 扱う企画提案書を優先的に採択している。

<加点項目>

- ・重点課題のうち、学習指導要領等に記載のある「アイヌの人々」以外の「同和問題」「外国人」「ハンセン病患者等」について、「同和問題のうち 部落解消法第6条調査を扱うもの」「外国人のうちヘイトスピーチ法の 第6条2項を扱うもの」「ハンセン病患者等のうちハンセン病患者・元 患者の家族がおかれた境遇を扱うもの」として、加点項目にしている。
- ・学校の負担軽減に資する取組を評価するために、<u>「積極的な ICT 活用を取り入れるもの」</u>を加点項目にしている。
- ・地域バランスの観点から、「H27~R 元年度の5年間に申請のない6県からの申請」を加点項目にしている。

3. 検討の視点と対応案

(1) 審査基準の実質化

- ・審査基準の経費項目の配点を、一律ではなく段階的にしてはどうか。
- ・人権教育の取組をより広域的に促す観点から、<u>1申請者あたりの申請数を</u>人権 教育研究推進地域 1 地域と人権教育研究指定校 3 校の合計 <u>4 つまでとする</u>旨、 審査基準に明記してはどうか。

(2) 審査基準の明確化・簡素化

- ・「重点課題」については従前どおり「同和問題」、「外国人」、「アイヌの人々」、「ハンセン病患者等」の4つとしつつ、<u>優先的に採択(以下、「優先採択」)の対象を、最も主要なもの「②」として重点課題を取り扱う企画提案書としてはどうか。</u>
- ・優先採択の枠を、人権教育研究推進地域で2地域×4つ、人権教育研究指定校で2校×4つとしてはどうか(従来は3地域×4課題及び学校種別に3校×4 課題)。
- ・「加点項目」について、「個別の人権課題」の項目を削除し、「指導方法」と「その他」のみとし、「重点課題」と「加点項目」を区別し、審査基準を明確化してはどうか。

(3) 昨今の動向を踏まえた見直し

·「加点項目」の「指導方法」に、①カリキュラム・マネジメントの積極的推進、 ②教科横断的学習、課題解決型学習の積極的推進を示すものを設けてはどうか。